

平成19年第5回那須烏山市議会定例会（第5日）

平成19年12月12日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時58分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 議案第 8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程 第 2 議案第 11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について
- 日程 第 3 議案第 15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について
- 日程 第 4 議案第 19号～第 23号 指定管理者の指定について
- 日程 第 5 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 6 意見書案第 1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 7 意見書案第 2号 道路特定財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出について（議員提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部長の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成19年第5回那須烏山市議会定例会（第5日）

- 開 議 平成19年12月12日（水） 午前10時
- 日程 第 1 議案第 8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程 第 2 議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について
- 日程 第 3 議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について
- 日程 第 4 議案第19号～第23号 指定管理者の指定について
- 日程 第 5 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 6 意見書案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 7 意見書案第2号 道路特定財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出について（議員提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 議案第8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 議案第8号 条例の制定についてを議題といたします。本案については、去る4日の本会議において所管の常任委員会に審査を付託しております。

審査の結果について常任委員長の報告を求めます。議案第8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、総務企画常任委員長から審査報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） それでは、本会議から付託をされました自己啓発に関する報告を行います。去る12月4日、本会議において付託されました議案第8号について、当委員会は12月7日午後1時45分から第1委員会室において、委員全員出席のもと総務部長の説明を受けながら、審査を行いました。

本条例は地方公務員法の改正により、自己啓発等休業制度が新たに創設されたことに伴い、本市職員の自己啓発等休業に関する事項を定めたものであります。職員が自己の能力向上や国際貢献活動を積極的に行うものであり、慎重に審査した結果、全員異議なく全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

どうか本会議におきましても、ご可決くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第8号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について

◎日程第3 議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 議案第11号、日程第3 議案第15号の2議案を一括して議題といたします。本案については、去る4日の本会議において所管の常任委員会に審査を付託しております。

審査結果について常任委員長の報告を求めます。議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について、議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について、文教福祉常任委員長から審査報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） それでは審査結果を報告したいと思います。

平成19年12月4日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について及び議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について。12月10日午前10時から第2委員会室において、委員全員出席のもと、教育次長及び学校教育課長の2名の説明を受けながら、詳細について質疑を行い、慎重に審査を行った結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会の意見として、条例の運用にあたっては給付制度を利用する生徒や学生がまずこの奨学基金の設置に至るまでの歴史的背景をよく理解し、この給付制度に対する感謝の気持ちを持って勉学に励み、そして、将来、本市の市政発展のために貢献する意思や自覚を持ってもらえるような給付制度になるよう、よく運用面において検討していただきたく、意見するものであります。

以上、条例審査結果報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第11号、議案第15号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番松本勝栄君。

〔1 番 松本勝栄君 登壇〕

○1 番（松本勝栄君） 今回上程されました議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について、議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について、反対討論をいたします。

同条例案は、ばらまきの給付であり、本市財政状況を考えれば、当然、貸与すべき性格と思います。教育の場に使うにしても、通学路の整備、スクールバス経費に充てるなど项目的には数多くあり、深く考課及び比較検討すべきと考えます。

また、貴重な財産を提供された方に対しても、たとえ奨学給付金として使途を希望された場合であっても、当市の財政状況を説明し、全額教育に使うが一任させていただきたい旨の了解をとるべきです。場当たりの給付ではなく、今後再検討されることを強く望み、反対討論いたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

20 番高田悦男君。

〔20 番 高田悦男君 登壇〕

○20 番（高田悦男君） ただいま議長から発言を許されました20番高田悦男であります。それではこれより、ただいま上程中の議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について賛成の立場で討論を行います。ご清聴をお願いいたします。

この奨学金の基金につきましては、旧烏山学生寮跡地の売却益3億5,200万円と現在までの奨学基金を合わせまして3億8,300万円の金額をもって10年もの国債を購入し、その1.9%の運用益を充てることになりました。

烏山学生寮は、旧烏山町の東原清一さんを初め6人の先人の努力によりまして、東京都調布市に昭和33年5月31日に完成をしました。平成6年3月31日にその役目を終えるまで36年間にわたり向学心に燃える学生を受け入れ、そのOBは数百名に上ると言われております。

この烏山学生寮の売却益の使途については、遺族の方々に市長が1人1人面談をし、奨学金として活用することが最もふさわしいと同意を得られたことについてはご案内のとおりでございます。奨学金の給付の対象は高校生から大学生まで年間最多で42名になります。議案の審議過程におきまして、対象者数を少なくしてはという意見もありましたが、だれもが納得できる選抜は対象者数が少ないほど大変難しく、そのリスクは大変大きくなるものと考えます。

平成16年、独立行政法人日本学生支援機構が発足しましたが、その前身であります日本育英会の半額給付である特別奨学金制度にはだれもが納得できる選抜試験がありました。私も夏

休みに受験をした記憶がございます。当時の生徒数と比較しても、各中学校1、2名程度の数は条例第1条目的にあります教育の機会均等と照らし合わせても妥当であると思います。

さらに、貸与とした場合には、返還請求処理に多大な事務量が発生することが想像されます。したがって、文教福祉常任委員長の報告のとおり、議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定を全会一致で可決されますよう申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第2 議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第19号～議案第23号 指定管理者の指定について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 議案第19号から議案第23号までの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案については、去る4日の本会議において所管の常任委員会に審査を付託しております。

審査の結果について常任委員長の報告を求めます。議案第19号 那須烏山市民ふれあい農園・ふれあい交流体験館の指定管理者の指定から議案第23号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定の5議案について、経済建設常任委員長から審査報告を求めます。経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） それでは、経済建設常任委員会に12月4日に付託されました議案第19号から議案第23号の指定管理者につきまして、12月10日に議員控室において審査をしたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第19号 那須烏山市民ふれあい農園、ふれあい交流体験館及び議案第20号 那

須烏山市自然休養村センター他4施設の指定管理者の指定につきましては、慎重に審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきとの結論に達しました。

次に、議案第21号 那須烏山市山あげ会館、議案第22号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館及び議案第23号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定につきましては、慎重に審査した結果、一部に反対の意見がありましたので、またこの点につきましては原案どおり可決すべきとの結論に達しました。

ただし、委員会として次の意見を付することにいたします。まず、今回、上程されました指定管理者の指定全般にわたっての意見ではありますが、指定管理者制度の目的は住民サービスの向上また行政コストの削減であります。よって、各施設の住民サービスの向上はもちろん指定管理料につきましては、平成19年度の指定管理料を上回らないように強く要望いたします。

次に、議案第21号及び議案第22号にあっても、指定管理者にとって指定される烏山観光協会については、指定管理団体としての充実を図るよう、組織の強化が不可欠であると考えます。よって、市執行部の行政主導により那須烏山市南那須観光協会との合併協議会を推進し、一日も早く合併が実現するよう強く要望するものであります。

最後になりますが、今回の指定管理者の公募から選定の過去を見ますと、市執行部におかれましては指定管理者制度のさらなる理解に努めることをお願いいたします。指定管理者の公募及び指定管理の時期及び広報について、今後見直すよう意見を付するものでございます。

審査の結果を以上で終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

19番 滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） ただいま上程中の指定管理者制度の審査の結果報告について委員長にお伺いいたします。

指定管理者制度、住民のサービスの向上は行政コストの削減。2番目については旧烏山、南那須の一日も早い合併を実現するよう強く要望する。3番目に指定管理者の公募及び選定の時期及び広報について今後見直しが必要であるというのと、先ほど報告があった中で一部反対があったということなんですが、委員会の中で具体的な話があった中で、支障がなければ具体的にどんな話があったのかお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 経済建設常任委員長大橋洋一君。

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 委員会の中では朝早くから4時まで長時間にわたり慎重審議した結果、一部に反対はございましたが、今後、執行部の指導を強く要望するというものでございました。それで、今後行政の指導を強くしてくださいということでございますの

で、何分ご了解いただきたいということであります。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 経済建設常任委員会に第19号議案から第23号議案まで付託されたわけでありまして、その中の議案第21号の件についてお伺いしたいと思います。

山あげ会館の件なんですけれども、この経済建設常任委員会に提出された資料を同僚議員から見せていただきました。この前の本会議において、私がプロポーザルの文書を見せていただきたいというような提案をしたときに、皆さんもご存じのように、A4の資料を出されたと思います。それとこの経済建設常任委員会に出されたこの文書を見ているんですが。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 私も南那須の観光協会長として、物産センターのほうには関与しているわけでありまして。また、まちづくり合同会社の社員にもなっているわけがございます。しかし、その部分とは次元を別にして質問をさせていただきたいと思います。

この山あげ会館の部分ですが、那須烏山市烏山観光協会に決定されたということでございますが、この資料を見てみると、施設管理運営費が1,101万2,000円、事業費がゼロとなっております。それから一番下のその他の部分で、職員数が2人、人件費484万8,000円となっております。これはさきの経済環境部長から答弁がありましたように、今回の指定管理においては山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、那須烏山市観光物産センター、この3施設においてはそれぞれ館長を置かなくてはならない。別個に館長を置かなくてはならないというようなことが指定管理の要綱に盛り込まれております。

その中で、職員数が2人、人件費が484万8,000円、これで本当にこの2人で山あげ会館が管理運営できるのでしょうか。まず、その件についてお聞きしたいと思います。

その辺の審議はどうあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済建設常任委員長大橋洋一君。

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 実はこの件につきましては十分に審議いたしました。山あげ会館につきましては、この資料に基づいて委員会で審議いたしました。指定管理料が少ないということがございますので、市の持ち出しも少ないということございましたので、事業費もゼロということございましたので、市の財源がないということがございますので、観

光協会がいいのではないのかということで決定いたしました。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） この人件費の問題ですが、先ほど申し上げましたように、館長を置くということでございます。現状はプロパーで対応している状態だというふうに私は承知しております。プロパーの給与が約400万円ぐらいはかかるのではないかなというふうに思っております。この職員数2人の場合は人件費484万8,000円、1人当たり240万円足らずであります。それで、指定管理の館長を置けるのかどうか、その辺のところはどのような審議をされたのか。

また、職員数は2人ということでありましてけれども、この2人、当然今の時代ですから週休2日制だと思います。そのときに、1名休んだ場合、烏山の山あげ会館の場合には入場者がいるわけですね。その入場料を徴収する職員が1人窓口にはなくちゃならない。それから、物産を売っているコーナーがあるわけです。そちらに物産を買うお客さんが来た場合、当然常時2人なくちゃならないと思うんですが、週休2日制ですから、どちらか1人が休むと1人になるわけですよね。その辺の部分はどのように判断されたのか。その件について委員長にお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済建設常任委員長大橋洋一君。

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） この件につきましては、久保居議員がおっしゃった細かい数字、給料のことは皆さん、はじいた様子はなかったんです。結局、観光協会が総合的に見ていいんじゃないかということで、承諾したということでございます。給与は細かく計算した人はいなかったと思うんですが、あしからずよろしく願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、委員長のほうから答弁があったわけですが、ちょっと私は納得できません。この指定管理の部分、要綱が館長を置くということでございました。それもちゃんとした正職の館長を置かなくちゃだめだというような口ぶりの説明であったかと思いません。

その中で職員数2人、人件費484万8,000円、これで2人で運営できないと思います。ただ、観光協会がやればいいんだという部分でございましてけれども、観光協会も私は承知しておりますけれども、補助金をいただいて運営している団体でございまして。そうすると、その補助金イコール市の財源を使うという部分においては、大卒においては同じじゃないのかなというふうに私は思っております。

ちなみに、これに関連して申し上げますけれども、那須烏山市観光物産センターは観光協会

の職員を含めた人件費を計上しております。ですから、当然ほかの団体よりも高くなったというふうに考えております。これは観光協会の職員であっても何でも、この指定管理の運営に携わる人件費はこちらにきちんと載せてやらなければ、今回の指定管理の公募、公平公正ではないのではないかというふうに私は考えているところであります。

以上の部分から、今の私の質問に対してもう一度大橋委員長のほうからご意見を伺います。

○議長（小森幸雄君） 委員長、ありますか。経済建設常任委員長大橋洋一君。

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 別にありません。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第19号から議案第23号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番松本勝栄君。

〔1番 松本勝栄君 登壇〕

○1番（松本勝栄君） 今回上程されました議案第21号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について、議案第22号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について、議案第23号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定について反対討論をいたします。

この3議案は指定管理者制度の目的にある経費の削減を考慮に入れていない点などを含め、今後再検討されることを私としては望みます。そういう意味で反対討論といたします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） ただいま上程中の議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、議案第19号及び議案第23号につきましては、本会議の質疑の中で管理料が平成19年度より上がるような相手側の内容だった。これについては指定管理の目的が、1つは住

民のこれまでのサービスの維持向上ということと、行政コストの削減ということでもありますので、その行政コストの削減という点で質疑をしたわけではありますが、なるべく平成19年度の指定管理料を上回ることをないように、相手側と交渉するというものであります。

この件に関しましては経済建設常任委員会の中でもそのような質疑がありまして、執行部の側でも平成19年度の指定管理料に近づけるように相手側と交渉するんだというようなことであります。今回、委員長の報告にもありましたように、この指摘事項の中にもありますように、平成19年度の指定管理料を上回ることをないように強く要望するということを含めて賛成するというのでございますので、私はこれに賛同したいと思います。

なお、議案第20号については賛成でありますし、議案第21号、議案第22号、議案第23号につきましては、那須烏山市の観光協会が2つございます。旧烏山町の観光協会と旧南那須町の観光協会があります。これにつきましては、双方の臨時総会におきまして合併についての決議が採択されておりまして、原則として対等平等合併並びに山あげ会館を事務局とするということが決められて、今、協議に入っている段階でございます。

したがって、山あげ会館が合併後の観光協会の事務局ということで位置づけられますように、そういうことも含めましてこういうようなことにもなったのかなというふうに思います。そういう意味で、一日も早く旧両町の観光協会の合併を進めていただきたいということを含めまして、賛成の討論といたします。

〔3番 久保居光一郎君 退席〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、3番久保居光一郎君の復席を求めます。

〔3番 久保居光一郎君 着席〕

◎日程第5 請願書等審査結果の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第5 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

本陳情については、去る4日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について経済建設常任委員長大橋洋一君の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 陳情書等審査結果報告書。経済建設常任委員会に去る12月4日に付託された陳情第9号 悪徳商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する陳情は、12月10日、議員控室において審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最近、高齢者をねらった家のリフォーム工事や呉服の販売等、クレジット悪質商法の被害が多発しております。現行の割賦販売法では、クレジット悪質法と気づき契約が解除できた場合でも、既払金が返還できず、被害の方々が泣き寝入りせざるを得ない状況であります。

これは割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったことが原因であります。よって、今後、被害を増加させないためにも、本委員会の陳情の主旨を踏まえ、採択すべきとの結論に達しました。

以上で、陳情審査結果の報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第5 請願書等審査結果の報告について、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告どおり決定いたします。

◎日程第6 意見書案第1号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出について

◎日程第7 意見書案第2号 道路特定財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 意見書案第1号、日程第7 意見書案第2号を一括して議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、

別紙のとおり提出するものとする。

平成19年12月12日提出

提出者	那須烏山市議会議員	大橋洋一
賛成者	那須烏山市議会議員	高德正治
賛成者	那須烏山市議会議員	松本勝栄
賛成者	那須烏山市議会議員	渡辺健寿
賛成者	那須烏山市議会議員	五味渕博
賛成者	那須烏山市議会議員	五味渕親勇
賛成者	那須烏山市議会議員	水上正治

意見書案第2号

道路特定財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成19年12月12日提出

提出者	那須烏山市議会議員	大橋洋一
賛成者	那須烏山市議会議員	高德正治
賛成者	那須烏山市議会議員	松本勝栄
賛成者	那須烏山市議会議員	渡辺健寿
賛成者	那須烏山市議会議員	五味渕博
賛成者	那須烏山市議会議員	五味渕親勇
賛成者	那須烏山市議会議員	水上正治

以上、朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） 意見書案第1号、意見書案第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。

10番大橋洋一君。

〔10番 大橋洋一君 登壇〕

○10番（大橋洋一君） ただいま上程となりました意見書案第1号及び意見書案第2号の趣旨説明を行います。

まず、意見書案第1号 割賦販売法の抜本的な改正に関する意見書の提出であります。この趣旨につきましては先ほど承認いただきました陳情書第9号でご報告のとおりであります。

次に、意見書案第2号 道路財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出であります。現在、道路特定財源諸税は平成20年春まで暫定措置がなされており、道路整備の財源不足を補うため、約2倍の課税をしていることとあります。この暫定措置がなくなった場合、本市においても約1億2,000万円の収入減となり、市内の道路整備が支障となります。よって、国会及び関係行政庁に対し、道路特定財源の暫定税率の延長を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより意見書案第1号、意見書案第2号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） 意見書の提出でございますが、意見書案第1号につきましてはこの趣旨どおり賛成でございます。

意見書案第2号につきましては、道路特定財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出についてでございますが、道路の整備財源の確保を求める意見内容については賛成でありますけれども、道路特定財源に係る暫定税率の延長については、今、揮発油税を初めガソリン、燃料、灯油、こういうものが大変高騰しておりまして、国民生活に重大な支障を来しております。

こういう中で、自民党におきましては向こう10年間、この関係の財源の税率を暫定延長するということを決めております。これが年間62兆円を上回るということで、この使い道につきましては今問題になっている外郭団体、特定事業団における特別会計によってこれが使われているわけでありましたが、これについては国会の中での細かな質疑がされないで使われているのが実情でございます。国家予算が年間85兆円という中で、特別会計62兆円が特定の外郭団体によって使われているというのが実態でございます。

燃料が高騰する中で、国民が本当に大変な思いをしているという中で、果たして向こう10年間、この揮発油税を初めとする関係税が据え置きになっていいのか。これは国民的な大変な問題になっているところであります。

そういう点で、国民の大多数が今大変生活苦にあえいでいるという中で、この分野だけ特別扱いということで、暫定ですからね、あくまでも、10年間延長ということを手勝手に決めるというようなことがあっていいのかどうか。これは国民的な論議の中で決めていくべきものであるということでもあります。

しかしながら、実際に国と地方の格差がどんどん広まっているのも実情でございます。地方の道路整備に関するさまざまな制度も見直されるということや、交付税の見直しという中で、本当に道路の整備については財源がないという実情も実態でございます。この問題につきましては、この外郭団体の事業内容にもきちんとメスを入れて、高規格の大型プロジェクトと言われるような高速道路を前倒しで進めるようなものを圧縮しながら、地方の必要な国県道路、地方の生活弱者と言われている方々に必要な道路の財源はきちんと確保するという方法をとれば、この暫定税率を多少引き下げても地方の道路整備はかなうというふうに私は考えます。

そういう点で、今までのように湯水のように税金を集めて湯水のように税金を使っていくというような暫定税率の延長については、反対をせざるを得ないということで反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり国会及び関係行政庁あてに提出することに決

定いたしました。

次に、意見書案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり国会及び関係行政庁あてに提出することに決定いたしました。

これもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。平成19年第5回那須烏山市議会定例会は12月4日を初日といたしまして、本日まで会期を9日間といたしまして開催をされました。会期中26議案を上程させていただきましたところ、いずれも原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがたく感謝とお礼を申し上げる次第であります。

なお、本会議運営の際、提案議案、審議の中で、また一般質問答弁の中で対応不十分な点がございました。心からおわびを申し上げます。会期中賜りましたご意見、ご提言等は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に反映をさせてまいる所存であります。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

さて過日、12月7日には、政府与党から道路特定財源の見直しについて発表がありました。それによりますと、暫定税率は2008年度以降10年間維持をする。2つ目が、2008年度予算では2007年度分の1,800円を上回る額を一般財源として活用する。またさらに、自治体向けの無利子融資制度を設けまして、5年間で5,000億円を計上する。これらの措置を講じることといたしておりまして、関連法案を次期通常国会に提出するとした旨の提案がなされました。

多くの地方自治体を初め諸団体から陳情、要望、活動を行ってまいりました当問題につきましては、このような原案が示されましたことは、本市にとりましても、ひいては地方自治体にとりましても、まことにありがたく、私は感謝にたえない心境でいっぱいあります。

しかしながら、今後国会において本格的な議論が開始することになりますので、那須烏山市としても関係6団体と連携を図りながら、引き続き要望活動を堅持をしていきたいと考えております。議会にありましても、さらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

改めまして、ただいまは意見書第2号といたしまして、道路特定財源に係る暫定税率の延長と道路整備財源の確保を求める意見書の提出については採択をいただきまして、まことにあり

がとうございます。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、平成19年もいよいよ押し迫ってまいりました。行く年2007年は、合併2周年という大きな節目の年でもございました。来る年2008年は、本格的なまちづくりを始める総合計画元年の年でもございます。私を初め職員一丸となりまして、市民の福祉向上のために努力を傾けてまいる所存であります。ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうか議員各位にありまして、健康に十分留意をされまして、ますます議会活動に邁進をされますよう、そしてよい年を迎えられますことを心からご祈念申し上げる次第でございます。今期12月定例会、無事閉会となりましたこと、重ねて心より感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、12月4日から本日まで9日間にわたりました平成19年第5回那須烏山市議会定例会が閉会するわけではありますが、閉会にあたって私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会に付議されましたそれぞれの議案につきましては、慎重に審議をされてここにすべて審議が終了できました。皆様のご協力に感謝を申し上げたいと思います。その中で、本日、各常任委員長の報告の中で何点かのご指摘がありました。意見もありました。そのことをしっかりと受けとめて今後の行政執行に執行部の皆さんにはあたっていただきたいと思っております。

ますます寒さが厳しくなります。議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、それぞれの立場で議員活動に頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、平成19年第5回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

[午前10時58閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成19年3月4日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 渡 辺 健 寿

署 名 議 員 久 保 居 光 一 郎